

平成21年第1回臨時会

市 議 会 会 議 録

平成21年5月8日（開会）

平成21年5月8日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成二十一年第一回臨時議会録

(平成二十一年五月)

垂水市議会

第 1 回 臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (5 月 8 日) (金曜)

| | |
|--|----|
| 1. 開 会 | 4 |
| 発言の申し出 | |
| 1. 開 議 | 4 |
| 1. 会議録署名議員の指名 | 4 |
| 1. 会期の決定について | 4 |
| 1. 諸般の報告 | 5 |
| 1. 報告第 1 号、報告第 2 号 一括上程 | 6 |
| 報告、質疑、表決 (承認) | |
| 1. 議案第 52 号 上程 | 11 |
| 説明、休憩、全協、質疑、討論、表決 (原案可決) | |
| 1. 議案第 53 号 上程 | 13 |
| 説明、質疑、表決 (同意) | |
| 1. 議会構成 | 13 |
| 1. 日程追加の件 | 13 |
| 1. 議長の辞職について | 14 |
| 1. 日程追加の件 | 14 |
| 1. 議長の選挙 | 14 |
| 1. 日程追加の件 | 16 |
| 1. 副議長の辞職について | 16 |
| 1. 日程追加の件 | 16 |
| 1. 副議長の選挙 | 16 |
| 1. 常任委員の選任について及び議会運営委員の選任について 一括上程 | 18 |
| 1. 各常任委員会及び議会運営委員会正・副委員長互選結果報告 | 18 |
| 1. 垂水市農業委員会委員の選任に伴う委員の議会推薦について | 18 |
| 1. 閉 会 | 19 |

平成21年第1回垂水市議会臨時会

1. 会期日程

| 月 日 | 曜 | 種 別 | 内 容 |
|-------|---|-----|---|
| 5 ・ 8 | 金 | 本会議 | 開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、議案等上程（報告、説明、質疑、表決）、各常任委員及び議会運営委員の選任について、各常任委員会及び議会運営委員会の正・副委員長互選結果報告、垂水市農業委員会委員の選任に伴う委員の議会推薦について、閉会 |

2. 付議事件

| | 件 名 |
|----------|--|
| 報告第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて（垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
| 報告第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて（垂水市税条例の一部を改正する条例） |
| 議案第 52 号 | 平成21年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案 |
| 議案第 53 号 | 垂水市監査委員の選任について 議長の辞職について 議長の選挙 副議長の辞職について 副議長の選挙 |

平成 21 年 第 1 回 臨時 会

会 議 録

第 1 日 平成 21 年 5 月 8 日

本会議第1号(5月8日)(木曜)

出席議員 16名

| | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 感王寺 耕 造 | 9番 | 森 正 勝 |
| 2番 | 大 藪 藤 幸 | 10番 | 持 留 良 一 |
| 3番 | 尾 脇 雅 弥 | 11番 | 宮 迫 泰 倫 |
| 4番 | 堀 添 國 尚 | 12番 | 川 尻 達 志 |
| 5番 | 池之上 誠 | 13番 | 葛 迫 猛 |
| 6番 | 田 平 輝 也 | 14番 | 篠 原 静 則 |
| 7番 | 北 方 貞 明 | 15番 | 徳 留 邦 治 |
| 8番 | 池 山 節 夫 | 16番 | 川 畑 三 郎 |

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|---------|---------|-------------|---------|
| 市 長 | 水 迫 順 一 | 水 産 課 長 | 塚 田 光 春 |
| 副 市 長 | 小 島 憲 男 | 商工観光課長 | 倉 岡 孝 昌 |
| 総 務 課 長 | 今 井 文 弘 | 土 木 課 長 | 深 港 涉 |
| 企 画 課 長 | 太 崎 勤 | 会 計 課 長 | 尾 迫 逸 郎 |
| 財 政 課 長 | 三 浦 敬 志 | 水 道 課 長 | 迫 田 義 明 |
| 税 務 課 長 | 川井田 志 郎 | 監 査 事 務 局 長 | 森 下 利 行 |
| 市 民 課 長 | 葛 迫 隆 博 | 消 防 長 | 関 修 三 郎 |
| 市 民 相 談 | | 消 防 署 長 | 宮 迫 義 秀 |
| サービスク長 | 島 児 典 生 | 教 育 長 | 肥 後 昌 幸 |
| 保健福祉課長 | 城ノ下 剛 | 教 委 総 務 課 長 | 北 迫 睦 男 |
| 生活環境課長 | 迫 田 裕 司 | 学 校 教 育 課 長 | 有 馬 勝 広 |
| 農 林 課 長 | 山 口 親 志 | 社 会 教 育 課 長 | 橋 口 正 徳 |

議会事務局出席者

| | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 松 浦 俊 秀 | 書 記 | 篠 原 輝 義 |
| | | 書 記 | 松 尾 智 信 |

平成21年5月8日午前10時開会

△開 会

○議長（徳留邦治）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第1回垂水市議会臨時会を開会します。

△副市長就任あいさつ

○議長（徳留邦治）ここで、副市長就任のあいさつのための発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○副市長（小島憲男）おはようございます。

発言のお許しをいただきましたので、一言就任のごあいさつを申し上げます。

さきの3月議会におきまして、議員の皆様のご格別の御高配によりまして、選任同意の議決を賜り、そして4月1日付で副市長を拝命いたしました小島憲男でございます。

今回の選任人事は、私にとりまして全く予想だにできなかった人事で、かつ大役でありましたため、就任から1カ月余り経過したところですが、日々その責任の重さを痛感しているところでございます。

もとより微力ではございますが、市職員時代の経験や市監査委員の経験等を生かしながら、市長を補佐し、市勢発展のため最善の努力を尽くしてまいりたいと存じますので、何とぞ議員の皆様の一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。副市長就任のあいさつとさせていただきます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

△執行部紹介

○議長（徳留邦治）次に、去る4月1日付定期異動により課長などに異動があり、紹介のための発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○財政課長（三浦敬志）財政課長の三浦敬志です。どうぞよろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）保健福祉課長の城ノ下です。よろしくお願いいたします。

○生活環境課長（迫田裕司）生活環境課長の迫田裕司です。よろしくお願いいたします。

○企画課長（太崎 勤）企画課長の太崎勤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○土木課長（深港 渉）おはようございます。同じく4月1日付で新たに土木課長として拝命しました深港渉でございます。よろしくお願いいたします。

○学校教育課長（有馬勝広）大島郡徳之島町立神之嶺小学校から、4月1日付学校教育課長として赴任いたしました有馬勝広でございます。よろしくお願いいたします。

○市民課長（葛迫隆博）市民課長の葛迫隆博でございます。よろしくお願いいたします。

○会計課長（尾迫逸郎）会計課長の尾迫逸郎です。よろしくお願いいたします。

○監査事務局長（森下利行）監査事務局長の森下利行です。どうかよろしくお願いいたします。

○消防署長（宮迫義秀）4月1日付で消防本部次長兼消防署長を任命されました宮迫義秀でございます。どうかよろしくお願いいたします。

△開 議

○議長（徳留邦治）これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（徳留邦治）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において篠原静則議員、尾脇雅弥議員を指名します。

△会期の決定

○議長（徳留邦治）日程第2、会期の決定を議題とします。

去る1日議会運営委員会が開催され、協議が

なされた結果、本臨時会の会期を1日とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定しました。

△諸般の報告

○議長（徳留邦治）日程第3、諸般の報告を行います。

[市長水迫順一登壇]

○市長（水迫順一）おはようございます。

今議会におきまして、特に報告すべき事項につきまして報告を申し上げます。

新型インフルエンザの世界的な流行が続いておりますが、これまで本市がとってまいりました対応につきまして御報告を申し上げます。

4月27日県の健康増進課から、メキシコとアメリカにおきまして新型インフルエンザが発生し、死者も出ているとの情報提供があり、これを受けまして本市では、保健福祉課、総務課、消防、農林課の関係課が今後の対応策につきまして協議を行いました。

この段階におきましては、保健福祉課が中心となり県などからの情報収集に努め、関係課の間で情報の共有化を図ることといたしました。

さらに、住民に対しましては、4月28日に防災行政無線での情報提供を行っております。

4月30日は、世界保健機構が新型インフルエンザに対する警戒レベルをフェーズ4からフェーズ5に引き上げましたので、これまでの関係課に教育委員会を加えまして、今後の対応を協議いたしました。

協議では、引き続き情報収集に努め、5月1日からの市内への文書配布に合わせまして、「新型インフルエンザの予防と対応」についてのチラシを市内の全世帯に配布し、これまでの関係課で連休の体制について協議しました。

また、国内での患者発生に備えまして、保健

福祉課と消防でマスク、消毒液や防護服などの備蓄の追加を早急に行うことといたしました。

小・中学校の児童生徒に対しましては、県教育委員会からの指示のもと、各学校の担任がうがいや手洗いの方法の指導を行いました。

さらに、住民へは、5月1日の夕方、新型インフルエンザの予防についての情報提供を、防災行政無線で行いました。

また、昨日は鹿屋市におきまして、感染症危機管理肝属・曾於地区現地対策協議会が開催され、私以下、関係課長が出席し、現状と今後の対策について協議してまいりました。

このように、今回の新型インフルエンザへの対応を行ってまいりましたが、これからが本格的な世界的流行になると思われれます。

今後も情報収集に努め、その都度住民への広報も行いながら、国内での患者発生に備えて警戒を続けてまいる所存でございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

○財政課長（三浦敬志）おはようございます。

平成20年度の歳出予算の経費のうち、年度内にその支出が終わらない見込みのものについては、地方自治法第213条の規定により、平成21年度に繰り越して使用しますことを3月議会補正予算（第5号）で御承認をいただいておりますが、同法施行例第146条第2項の規定に基づき、その繰越明許費に係る繰越計算書を御報告申し上げます。

今回、御報告いたします事業の概要を平成20年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書にて整理しますと、定額給付金事業が1事業、子育て応援特別手当支給事業が1事業、通常事業分が6事業、農山漁村活性化プロジェクト支援事業が2事業、地域活性化・生活対策臨時交付金事業が21事業、合計で31事業に上ります。

これらの事業を1事業ずつ説明するのは無理であると判断し、別添の繰越明許費繰越計算書説明・報告用資料を作成し、議案と一緒に配付

させていただきました。

説明・報告資料は、表裏で一部となっております。

表に、繰越事業に関する予算額、事業内容、翌年度繰越額、繰越理由、繰越額の財源内訳、裏面に、繰越経費の事業経費内訳と完了予定年月日を記載しております。

1、繰越事業に関する内容把握といたしましては、資料内容を横に見ていただきますと、説明・報告項目を逐次記入しておりますので、この資料にて繰越明許費に係る繰越計算書の御報告にかえさせていただきますと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（徳留邦治）以上で、諸般の報告を終わります。

△報告第1号・報告第2号一括上程

○議長（徳留邦治）日程第4、報告第1号専決処分の承認を求めることについて及び日程第5、報告第2号専決処分の承認を求めることについてを一括議題とします。

説明を求めます。

○市民課長（葛迫隆博）おはようございます。

報告第1号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布され、平成21年4月1日から施行されることに伴いまして、平成21年度国民健康保険税の賦課に急施を要しましたので、垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とし、4月1日から施行したところでございます。

そのため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

一部改正を行った趣旨を申しますと、国民健康保険税の上位法であります地方税法の一部改正に伴いまして、引用する条項の整理を行ったものでございます。

あわせて、介護給付費や被保険者の所得の動向等を勘案しまして、中間所得層の負担軽減を図るということにより、介護納付金賦課額の限度額を9万円から10万円に引き上げたものでございます。

それでは、配付いたしました資料により説明申しますが、新旧対照表をごらんください。

条文中改正した箇所をアンダーラインで示しております。

第2条第4項では、先ほど説明しましたとおり、国民健康保険税の介護納付金賦課額の限度額を現行の9万円から10万円に引き上げるものでございます。

第13条では、この後、説明申しますが、第23条2項に規定する条文を削除したために、第23条に改めるものでございます。

第23条は、第2条第4項の改正によることと、現行条例の第23条第2項に規定する条文を削除することに伴いまして、条文整理したものでございます。

そこで、第2項を削除した趣旨ですが、いわゆる2割軽減につきましては、これまでの本人申請主義方式を廃止し、職権適用の対象としたことによります。

以上が本則の一部改正ですが、次に、附則の改正について説明申し上げます。

いずれも地方税法の改正に伴い、引用する条項として整理したのですが、現行の第3項は一部改正、第4項から第13項は新たに追加した附則がありますため、それぞれの項番号を改め、条文の一部改正あるいは削除いたしております。

新たに追加した附則としまして、第4項の上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例に関する条項、そして第8項の上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の特例の条項でございます。

以上ですが、本則及び附則とも、地方税法の

一部改正に伴い引用する条項として整理したものでございますので、承認くださるようお願い申し上げます。

○**税務課長（川井田志郎）** おはようございます。

報告第2号専決処分の承認を求めることにつきまして御説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布され、平成21年4月1日から施行されることに伴いまして、平成21年度の市税の賦課に急施を要しましたので、垂水市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とし、4月1日から施行したところでございます。

そのため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき御報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

それでは、配付いたしました資料に基づき御説明いたします。

新旧対照表が3つに分かれております。新旧対照表の上段に第1条関係、第2条関係、そして第3条関係とありますが、第1条は、市民税及び固定資産税に関する経過措置及び課税の特例でございます。

第2条は、固定資産税に関する経過措置でございます。

第3条は、市民税に関する経過措置でございます。

それでは、第1条関係について御説明申し上げます。

条文中改正した箇所をアンダーラインで示しておりますが、いずれも地方税法等の一部改正に伴い条文整理を行ったものでございます。改正箇所が多いために、削除あるいは追加のみの説明とさせていただきます。

寄附金税額控除について規定する第34条の7、市民税の申告について規定する36条の2については、本条例施行規則に規定している様式の追

加でございます。

次に、個人の市民税の徴収の方法について規定する第38条は、一部削除としております。

次に、公的年金等に係る個人の市民税の特別徴収、第47条の2ですが、現行の第2項を削除して同3項を改正し、条文の整理をいたしております。

次に、第47条の3特別徴収義務者及び第47条の5年金所得に係る仮特別徴収税額等は、条文の一部削除あるいは改正いたしております。

次に、第56条は固定資産税の非課税・減免条項の拡大及び条文の追加とし、第58条の2は、非課税規定の適用の証明内容を追加いたしております。

次に、第59条固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告は、条文の一部修正、第93条第2項は、民法制定について一部追加いたしております。

以上が本則ですが、次に附則について御説明申し上げます。

附則第7条の3個人の住民税の住宅借入金等特別税額控除は、ただし書きの追加でございます。

次の第7条の3の2につきましては、新たに規定する条文でございます。

附則第8条肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例は、第2項中条文の追加及び一部削除といたしております。

次に、附則第10条及び附則第10条の2は一部条文の改正、そして次に附則第11条関係、第12条関係、第13条関係につきましては、適用年度の改正といたしております。

また、現行の附則第12条の2及び第13条の3につきましては、削除いたしております。

附則第15条の2につきましても、適用年度の修正を行っております。

次に、第16条の3、第16条の4につきましては、条文の追加といたしております。

次に、第17条は条文の追加とし、第17条の2につきましては、適用年度を初めとする一部改正といたしております。

次の第18条関係から第19条の2につきましては、条文の追加といたしております。

次に、第20条につきましては一部改正、第20条の2、第20条の4につきましては、条文の追加といたしております。

続きまして第2条関係の新旧対照表をごらんください。

附則第10条の2におきまして、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定を受けようとする者がすべき申告、添付書類についての条文の追加及び条文の一部改正といたしております。

次に、第3条関係の新旧対照表をごらんください。

附則第1条、施行期日は条文の一部改正、附則第2条、個人の市民税に関する経過措置につきましては、条文の追加、適用年度の修正及び条文の修正並びに一部削除を行っております。

最後に、新たに規定する附則について御説明申し上げます。

説明資料のほうをごらんください。4枚目の裏側をごらんください。

下段に附則として規定しておりますので、その内容につきましては要点のみの説明とさせていただきます。

施行期日に関する附則ですが、第1条で、平成21年4月1日から施行することとし、ただし書きとして、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することといたしております。

1号では、第2条の規定及び附則第3条第3項の規定につきましては、農地法の改正が現在国会において審議中であり関係から、平成21年6月4日といたしております。そのため、議案成立後、6月議会最終本会議にて提案する予定といたしております。

第2号の規定につきましては、いずれも平成21年1月1日施行といたしております。

第3号の規定につきましては、平成22年4月1日の施行といたしております。

第4号の規定につきましては、平成23年1月1日施行といたしております。

次に、市民税に関する経過措置の附則ですが、条文を読み上げます。

第2条、第1号の規定による改正後の垂水市税条例（以下「新条例」という。）附則第7条の3の第3項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税に係る同項に規定する市民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。

次に、固定資産税に関する経過措置の附則ですが、条文を読み上げます。

第3条、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成20年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第2項、新条例附則第10条の2の第3項の規定は、平成21年4月1日、施行日以後に新築された同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新築された第1条に規定による改正前の垂水市税条例附則第10条の2第3項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第3項、第2条の規定による改正後の垂水市税条例附則第10条の2第2項の規定は、平成21年6月4日以後に新築された同項に規定する住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

大変説明が長くなりましたが、地方税法の一部改正に伴い、本則及び附則ともに引用する条項として整理いたしましたものであり、御承認くだ

さいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（徳留邦治）ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 今、丁寧に報告をしていただいたんですが、国の景気対策、税対策に関連してのさまざまな税に関する問題等々含めて改正がされ、今回こういう形で地方の条例も変わってきたというふうに思うんですが、基本として、やっぱり多くが限定的なものだという部分が圧倒的に多いということで、私自身はやはりこの問題については、本来のやっぱり景気対策にならないだろうなということをまず前提に申し上げながら、若干質疑をさせていただきたいと思ひます。

最初の専決処分の国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてなんですけれども、介護保険料の限度額の引き上げということで、基本としたら10万円に引き上げたことによって、中間所得層の負担の負担割合を軽減するというような趣旨で言われたというふうに思うんですが、やっぱりこれだけ厳しい中であつたとしても対象は限られる中で、中間所得層が果たして本当にこれで軽減できるのかという点については若干疑問を感じるんですけれども、そういう趣旨に沿った形で内容が具体的に垂水でも本当に効果があるのかどうなのか。私はないというふうに思うんですが、この10万円の引き上げというのは、やはり今の経済状況から見てもやっぱり異議があるなというふうに1つは思ひます。

それともう1つは、この基本的な中身というのは、寄附金控除の制度改正によって新たに算定方式がプラス2つになったということで、約7つだったと思う、7つになったと思うんですが、そのことでのいわゆる負担をふやさないということになって、垂水市はこの中には適用さ

れないと思うんですけれども、このことよつての低所得者への影響というのはないのかどうなのか、この点、2点についてお聞きをしたいと思ひます。

それから、市税条例の一部を改正する条例についてなんです、先ほど言ひましたとおり限定的なものが多いということと、もう1つは地方税の減収への影響というのもあつて、これは国も一部減収補てん交付金か、これで対応しようということて一部は地方交付税への算入も含めてやりますと。しかし、それは丸々それでカバーできる中身なのかどうなのかというのはいろいろあるんですけれども、住民にとつたら利点のものもあるかというふうに思ひますが、一方では、金融税制などは相変わらず今度、資産家等も含めて税率の軽減をまた復活をしているという点で、非常に相矛盾する部分も多いわけですね。そういうことを考えたときに、1つは、垂水市への税収への影響、このことについてどのように考えていらつしゃるのか。

その他、このことて影響として垂水市民へのプラス、マイナスへの影響について質疑をしたいと思ひます。

以上です。

○市民課長（葛迫隆博）趣旨でございますけれども、先ほど中間所得層の負担の軽減を図るという説明を申したところてござひますけれども、別の言い方を申しますと、限度額に達する所得のある方々の賦課限度額を上げるることにより、中間所得層の方々の負担を抑えるということと私は理解をいたしております。

垂水の場合を申しますと、その限度額の対象となる方々がじゃ何名いるのかと調査いたしましたら、約25名ほどということで、結果としてそんなに垂水の場合はプラスにはならないというふうに理解いたしております。

もう1点の低所得層の方々への御質問でございますけれども、御承知のとおり、7割軽減、

5割軽減、2割軽減とございますけれども、この中の賦課限度額を今回改正するものでございまして、低所得層の方々への影響はございません。

以上です。

○税務課長（川井田志郎） 持留議員の御質問なんですが、今回の税制改正に伴います市民への利点と申しますか、個人住民税における住宅ローンの特別控除の創設とか、あと上場株式等の配当の個人課税についての特例とか、市民に対しては悪い部分では、悪いほうではないと思うんです。結局、時限的な部分でありまして、その部分についての減収額については国費で全額補助するというところで説明は受けております。

以上でございます。

○持留良一議員 国保税の税制条例の点については、以前も限度額の引き上げがあったとき、やはり結果として最終的には中間所得層に負担が結果として行ったという私自身もそういう認識をしているもんですから、改めて聞いたんですけれども、やっぱり引き上げたことによってということ余り趣旨として、私には今回の場合の垂水にとってはこの改正する意味は余りなかったんじゃないかなというふうに改めてこれは指摘し、私は異議を唱えたいと思います。

それから、税制の問題については、確かに市民にとっても効果、プラスの面はあるというふうな私自身も認識はしているんですが、一方、限定的なものだという部分も圧倒的な部分が多いということにおいて、やはり今後その対象になる方々も、例えば住宅を購入するにしても限度額が決まっているという問題もあって、果たして対象者がどれだけいるのかなという点については若干疑問を思いますし、ハイブリッドカーの免税の特化についてもやはりそういう点は私は問題点を思うし、3年のさっき言いましたとおり限定的なものだという点についても、本当に経済効果はどうかというのとは改めてこ

の点については問題を指摘し、何といたっても大資産家、大企業優遇を復活したというこの点については、やっぱり問題ではないかなということを指摘をしておきたいと思います。

それで問題にしたいのは、地方税の減収なんですけれども、100%という個人住民税等のこれについては75%が基準財政収入に算定をされると、算入されるということと、それからハイブリッドカーのこれなんかについては一部をカバーするというのと認識しているんですけれども、先ほど言われた全額100%カバーされれば、何ら地方税の減収との関係についてもさほど影響はないというふうに思うんですが、私自身は先ほど言いましたような認識にあるもんですから、そうすると若干地方税が減収するのではないかなというふうに見るんですが、その点については、確かに先ほど課長が言われたとおり100%カバーするんだというようなことで認識になっていいのかなのか、その点について再質疑をいたします。

○税務課長（川井田志郎） ハイブリッドカーの関係は県税の関係になると思いますが、あと市民税の住宅ローン特別控除の創設につきましての減収分につきましては、説明会の中では、減収額は全額国費で補てんするというところで説明を受けております。

以上です。

○議長（徳留邦治） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

各報告を承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」「異議あり」等呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 御異議がありますので、報告第1号は起立により採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は、起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（徳留邦治）起立多数です。

よって、報告第1号は承認することに決定しました。

次に、報告第2号を起立により採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は、起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（徳留邦治）起立多数です。

よって、報告第2号は承認することに決定しました。

△議案第52号上程

○議長（徳留邦治）日程第6、議案第52号平成21年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案についてを議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（三浦敬志）議案第52号平成21年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

今回の補正の主な理由であります。雇用・失業情勢の悪化に対する国の緊急対策事業である緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別事業の実施に伴う予算措置を行っております。

今回、歳入歳出とも3,279万5,000円を追加しますので、これによる補正後の歳入歳出予算の総額は、82億8,279万5,000円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりであります。

5ページからの歳出事項別明細について御説明いたします。

なお、金額はお示ししてありますので、読み上げないことを御了承ください。

6款農林水産業費の水産業振興費は、垂水市

漁協、牛根漁協が養殖するカンパチ、ブリ等の総合的な販路開拓・拡大に要する費用であります。

7款商工費の観光費のうち緊急雇用創出事業は、高峠公園の樹木管理作業や体験農園の整備に要する費用であります。

ふるさと雇用特別事業は、道の駅たるみず、観光案内に要する費用と、高峠公園と猿ヶ城溪谷の体験観光メニューの開発などを行う観光推進事業に要する費用でございます。

次に、6ページの8款土木費の道路維持費がありますが、市道路肩部の除草作業に要する費用を計上しております。

これに対します歳入は、前に返りますが、3ページの事項別明細の総括表及び4ページの歳入明細にお示ししてありますように、県支出金を充て、予算の均衡を図りました。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（徳留邦治）ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前10時40分休憩

午前11時 開議

○議長（徳留邦治）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 2点ほど質疑をさせていただきたいんですけども、1点は、これは21年度の総括質疑でも取り上げてただいた点だったんですけども、今回こういう形で出てきて、基本的には、雇用されると、創出するということについては異議を唱えないんですけども、や

はり問題は、これが持続的に、恒常的に可能にしていくような取り組みでないと、短期的に終わっても雇用の創出ということについては私自身は問題があるというふうに思うんですね。

そうなってくると、やはりあのところでも提案したとおり、また厚生労働省も示している中身はやっぱりマンパワー事業であると、特に介護関係、子育て等も含めて、そのあたりに重点を置いた対策をすると、いやが応でもその後の事業拡充に、また恒常的な取り組みとして雇用が創出されていくという1つの大きな柱になっていくというふうに思うんですが、改めてその点について十分議論をされたのか、そのあたりのことも含めてどうだったのかですね。特に自治体が直接雇用をするような形での視点、こういうところはなかったのかですね、この点についてお聞きをしたいというふうに思います。

もう1つは、先ほど説明があったとおり、限定的なものだということの中身が最大3年間、その中でつなぎ的な分で次につなげていければいいという部分が、短期的なものもあるわけなんですけれども、そうやってきたときにこの点について、行政の今の経済状況も含めて雇用が本当に経済の安定にも大きな役割を果たすんだというところがあるのならば、これをじゃどういうふうに持続、継続させていくのか、新たにそこにきちっとした予算等を2年後、3年後につけてやっていくのか、さきの総括質疑では、市長も必要があればそういうことを対策としてとっていくということを言われたんですが、課長と市長にその2点についてお聞きをしたいと思います。

○商工観光課長（倉岡孝昌） まず1点目の御質問についてでございますけれども、1点目の御質問につきましては、さきの3月議会で御質問いただきまして、その中でどのような形でこの事業に取り組んだかということをお説明いたしたかと思っております。

まず、事業の説明がございまして、それを受けまして、本市の中で事業提案を求め、その中で事業提案があったものを今回、事業として県のほうに申請いたしたものでございます。その中には福祉事業に関してのものは提案がございませんでした。

それと、継続性についてでございますけれども、継続性につきましては、ふるさとにつきましては、事業採択要件というのが、継続的雇用が見込まれるものという条件がございまして、先ほど説明させていただきましたとおり、次の展開がこういう形での展開を見込めるんじゃないかというようなことでこのような事業を考えているところでございまして、水産の事業につきましても、観光の事業にしましても同様のことでございます。

それと緊急雇用につきまして、短期の雇用ということでの対処的なものという御指摘はそのとおりだと思いますけれども、事業で説明いたしましたとおり、いろんな方が今、雇用機会を求めていらっしゃるわけでございまして、その中に、3カ月なり6カ月なりのつなぎとして雇用効果を果たせればというふうに考えているところでございます。

○市長（水迫順一） 商工観光課長が話したとおりなんですけど、今までなかなかこういうところまで雇用の創出ができるかなというようなところに手をつけられたという意味では非常に大きいというふうに思っておりますし、これは持続的に雇用が創出されればそれはもうそれにこしたことはないんですが、やってみないとわからない部分も当然あるんですね。だけど、それをできるだけ成功させる方向で努力をしていきたい、そして創出に、持続的な創出につなげていきたい、そういうようなところを考えているわけでございますので、御理解をいただきたい。

○議長（徳留邦治） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

議案第52号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

△議案第53号上程

○議長（徳留邦治）日程第7、議案第53号垂水市監査委員の選任についてを議題とします。

ここで、垂水市監査委員として同意を求められている尾脇雅弥議員について、地方自治法第117条の規定により退席を求めます。

[尾脇雅弥議員退席]

○議長（徳留邦治）説明を求めます。

○市長（水迫順一）議案第53号垂水市監査委員の選任についてを御説明申し上げます。

議員選任の監査委員でありました池山節夫氏が、平成21年4月30日を持って辞職されたことに伴いまして、新たに議員選任の監査委員を選任する必要が生じたので、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

今回選任しようとする方は、垂水市柗原1802番地の尾脇雅弥議員でございます。生年月日は、昭和42年3月17日でございます。

なお、当該委員の任期は、市議会議員の任期であります平成23年4月29日までとなっております。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

ます。

○議長（徳留邦治）これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案に同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、議案第53号垂水市監査委員の選任については同意することに決定しました。

尾脇雅弥議員の着席を求めます。

[尾脇雅弥議員着席]

△議会構成

○議長（徳留邦治）次に、議会構成に移ります。

ここで、暫時休憩します。

休憩後は、副議長と交代します。よろしくお願ひします。

午前11時9分休憩

午前11時10分開議

○副議長（宮迫泰倫）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

地方自治法第106条の規定により、しばらく私が議長の職務を行います。

御協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいま議長徳留邦治議員からの議長の「辞職願」が提出されております。

△日程追加の件

○副議長（宮迫泰倫）お諮りします。

この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とします。

△議長の辞職について

○副議長（宮迫泰倫） 地方自治法第117条の規定により、徳留邦治議員の退席を求めます。

[徳留邦治議員退席]

○副議長（宮迫泰倫） まず、その「辞職願」を事務局長に朗読させます。

○事務局長（松浦俊秀） 朗読いたします。

辞職願

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。

平成21年5月8日

垂水市議会議長徳留邦治

垂水市議会副議長宮迫泰倫殿

以上でございます。

○副議長（宮迫泰倫） お諮りいたします。

徳留邦治議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（宮迫泰倫） 異議なしと認めます。

よって、徳留邦治議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

徳留邦治議員の着席を認めます。

[徳留邦治議員着席]

○副議長（宮迫泰倫） ここで、前議長徳留邦治議員のあいさつがございますので、許可します。

[徳留邦治議員登壇]

○徳留邦治議員 皆さん、2年間の議長という重責を承りまして、皆さんの協力のもとに無事済ませることができました。これも執行部の皆さんを初め、議員の皆様の御協力のたまものだと思います。2年間の任期中にはいろいろなことも改革してきたのではないかと自分では考えております。

あと2年間、議員として頑張っまいりますので、どうか今後とも皆さんの御指導、御鞭撻よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（宮迫泰倫） ただいま議長が欠員となりました。

△日程追加の件

○副議長（宮迫泰倫） お諮りします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（宮迫泰倫） 異議なしと認めます。

したがって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

△議長の選挙について

○副議長（宮迫泰倫） 選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉じます。

[議場閉鎖]

○副議長（宮迫泰倫） ただいまの出席議員は16名であります。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○副議長（宮迫泰倫） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（宮迫泰倫） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○副議長（宮迫泰倫） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票を願います。

[1番議員から順次投票]

- | | | | |
|----|------|----|----|
| 1番 | 感王寺 | 耕造 | 議員 |
| 2番 | 大 菌 | 藤幸 | 議員 |
| 3番 | 尾 脇 | 雅弥 | 議員 |
| 4番 | 堀 添 | 國尚 | 議員 |
| 5番 | 池之上 | 誠 | 議員 |

6 番 田 平 輝 也 議員
7 番 北 方 貞 明 議員
8 番 池 山 節 夫 議員
9 番 森 正 勝 議員
10 番 持 留 良 一 議員
11 番 宮 迫 泰 倫 議員
12 番 川 尻 達 志 議員
13 番 葛 迫 猛 議員
14 番 篠 原 静 則 議員
15 番 徳 留 邦 治 議員
16 番 川 畑 三 郎 議員

○副議長（宮迫泰倫）投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（宮迫泰倫）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○副議長（宮迫泰倫）開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に川畑三郎議員、感王寺耕造議員、大菌藤幸議員を指名いたします。

よって、3名の立ち会いを願います。

[開票・点検]

○副議長（宮迫泰倫）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16票

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票数 16票

無効投票数 0票

有効投票数のうち

葛迫 猛議員 8票

持留良一議員 1票

宮迫泰倫議員 7票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。

よって、葛迫猛議員が議長に選任されました。

(拍手)

○副議長（宮迫泰倫）ただいま議長に選任されました葛迫猛議員が議場におられますので、この席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

△新任議長あいさつ

○副議長（宮迫泰倫）葛迫猛議員の議長のあいさつを許可します。

[議長葛迫 猛登壇]

○議長（葛迫 猛）それでは、議長就任に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、不肖私、議長選挙におきまして皆様方の御支持を得まして、垂水市会議長の要職に就任させていただくことになりました。まことに身に余る光栄でございます。衷心より感謝、感激いたしているところでございます。

私は、みずから浅学非才を顧みまして、責任の重さをひしひしと痛感いたしておりますが、ここに皆様方の御推挙を受けました以上は、一身を挺してその御厚情に報いてまいる覚悟でございます。そして、議会の運営に当たりましては、不偏不党、公平無私を旨とし、言論の府として市議会が円滑に運営されますよう誠心誠意努力する所存でございます。

また、議会活動におきましても、民主主義の理念に基づきまして、政治不信、議会不信を招かぬよう、市民に信頼され、公正で開かれた市政の発展に最善の努力をしてみたいと思います。

議員各位におかれましては、今後ともより一層の御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○副議長（宮迫泰倫）ここで、新しい議長と交代します。

御協力まことにありがとうございました。

ここで、暫時休憩します。

午前11時27分休憩

午前11時35分開議

○議長（葛迫 猛） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長の宮迫泰倫議員から、副議長の「辞職願」が提出されております。

△日程追加の件

○議長（葛迫 猛） お諮りします。

この際、副議長の辞職について日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛） 異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の辞職についてを日程に追加し、議題といたします。

△副議長の辞職について

○議長（葛迫 猛） 地方自治法第117条の規定により、宮迫泰倫議員の退席を求めます。

[宮迫泰倫議員退席]

○議長（葛迫 猛） まず、その「辞職願」を事務局長に朗読させます。

○事務局長（松浦俊秀） 朗読いたします。

辞職願

このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成21年5月8日

垂水市議会副議長宮迫泰倫

垂水市議会議長葛迫 猛殿

以上でございます。

○議長（葛迫 猛） お諮りいたします。

宮迫泰倫議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛） 異議なしと認めます。

よって、宮迫泰倫議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

宮迫泰倫議員の着席を認めます。

[宮迫泰倫議員着席]

○議長（葛迫 猛） ここで、前副議長宮迫泰倫議員のあいさつを許可します。

[宮迫泰倫議員登壇]

○宮迫泰倫議員 副議長の辞任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

浅学非才な私でございましたが、皆様の御支援、御協力により、無事副議長という要職を2年間全うすることができました。

これからもまた市勢の発展のために全身全力で頑張っていきたいと思っておりますので、今後とも皆様の御協力、御鞭撻をお願い申し上げます。辞任のあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（葛迫 猛） ただいま副議長が欠員となりました。

△日程追加の件

○議長（葛迫 猛） お諮りします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛） 異議なしと認めます。

したがって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

△副議長の選挙について

○議長（葛迫 猛） 選挙は、投票で行います。議場の出入り口を閉じます。

[議場閉鎖]

○議長（葛迫 猛） ただいまの出席議員数は16人です。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○議長（葛迫 猛） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○議長（葛迫 猛）異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票を願います。

[1 番議員から順次投票]

- | | | | |
|-------|-----|-----|------|
| 1 番 | 感王寺 | 耕 造 | 議員 |
| 2 番 | 大 菌 | 藤 幸 | 議員 |
| 3 番 | 尾 脇 | 雅 弥 | 議員 |
| 4 番 | 堀 添 | 國 尚 | 議員 |
| 5 番 | 池之上 | | 誠 議員 |
| 6 番 | 田 平 | 輝 也 | 議員 |
| 7 番 | 北 方 | 貞 明 | 議員 |
| 8 番 | 池 山 | 節 夫 | 議員 |
| 9 番 | 森 | 正 勝 | 議員 |
| 1 0 番 | 持 留 | 良 一 | 議員 |
| 1 1 番 | 宮 迫 | 泰 倫 | 議員 |
| 1 2 番 | 川 尻 | 達 志 | 議員 |
| 1 3 番 | 葛 迫 | | 猛 議員 |
| 1 4 番 | 篠 原 | 静 則 | 議員 |
| 1 5 番 | 徳 留 | 邦 治 | 議員 |
| 1 6 番 | 川 畑 | 三 郎 | 議員 |

○議長（葛迫 猛）投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（葛迫 猛）開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に先ほどの3名の方、川畑三郎議員、感王寺耕造議員、大菌藤幸議員を指名いたします。

よって、3名の立ち会いを願います。

[開票・点検]

○議長（葛迫 猛）それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16票

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票数 15票

無効投票数 1票

有効投票数のうち

川尻達志議員 8票

池山節夫議員 7票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。

よって、川尻達志議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました川尻達志議員が議場におられますので、この席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

△新任副議長あいさつ

○議長（葛迫 猛）川尻達志議員の副議長のあいさつを許可します。

[副議長川尻達志登壇]

○副議長（川尻達志）一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま副議長選挙におきまして皆様方の御支持をいただきまして、垂水市議会副議長の要職につかせていただくことになりました。このことは、この上もなく光栄に存じます。と同時に、責任の重さを痛感しているところでございます。

もとより浅学非才な私ではありますが、幸いにして人格、識見ともに卓越した葛迫猛議長のもとで、議会が公正に、しかも円滑に運営されますように及ばずながら一生懸命努力してまいりたいと存じます。

執行部を初め、議員の皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、就任のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（葛迫 猛）以上で、副議長選挙を終

いたします。

△常任委員・議会運営委員の選任

○議長（葛迫 猛）日程第8、常任委員の選任について及び日程第9、議会運営委員の選任についてを一括議題とします。

ここで、暫時休憩しますので、各議員におかれましては各委員の選任をお願いします。

午前11時50分休憩

午後0時55分開議

○議長（葛迫 猛）休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、大菌藤幸議員、尾脇雅弥議員、田平輝也議員、池山節夫議員、持留良一議員、葛迫猛議員、篠原静則議員、川畑三郎議員、以上8名を総務文教常任委員に、

感王寺耕造議員、堀添國尚議員、池ノ上誠議員、北方貞明議員、森正勝議員、宮迫泰倫議員、川尻達志議員、徳留邦治議員、以上8名を産業厚生常任委員に、

大菌藤幸議員、堀添國尚議員、北方貞明議員、森正勝議員、篠原静則議員、川畑三郎議員、以上6名を議会運営委員にそれぞれ指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛）異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方々をそれぞれの常任委員及び議会運営委員に選任することに決定しました。

ただいま選任しました各常任委員及び議会運営委員の方々は、次の休憩時間中にそれぞれ委員会を開き、正・副委員長の互選を行い、その結果を御報告願います。

ここで、暫時休憩します。

午後0時58分休憩

午後0時59分開議

○議長（葛迫 猛）休憩前に引き続き会議を開きます。

△各常任委員会及び議会運営委員会正・副委員長互選結果報告

○議長（葛迫 猛）各常任委員会及び議会運営委員会における正・副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせいたします。

総務文教委員長田平輝也議員、副委員長大菌藤幸議員、

産業厚生委員長北方貞明議員、副委員長感王寺耕造議員、

議会運営委員長篠原静則議員、副委員長森正勝議員、以上でございます。

△垂水市農業委員会委員の選任の伴う委員の議会推薦について

○議長（葛迫 猛）日程第10、垂水市農業委員会委員の選任の伴う委員の議会推薦についてを議題とします。

○北方貞明議員 この際、動議を提出いたします。

垂水市農業委員の議会推薦につきましては、指名推選の方法によりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（葛迫 猛）ただいま北方貞明議員から、垂水市農業委員会委員の議会推薦につきましては、指名推選の方法によりたいとの動議が提出されました。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛）賛成との声がございます。

所定の賛成者がありますので、動議は成立しました。

よって、本動議を直ちに議題とし、採決いたします。

お諮りします。

本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛）異議なしと認めます。

よって、推薦の方法は指名推選によられたいとの動議は可決されました。

指名をお願いします。

○北方貞明議員 垂水市農業委員の任期に伴い、学識経験者として議会が推薦する委員を御推薦申し上げます。

このことにつきましては、本日の全員協議会において慎重に協議された結果、垂水市牛根麓292の2、堀添國尚氏、以上1名を推薦することに意見の一致を見ましたので、ここに御推薦申し上げます。

よろしく御賛同くださるようお願い申し上げます。

○議長（葛迫 猛）ここで、指名されました堀添國尚議員は、地方自治法第117条の規定により退席を求めます。

[堀添國尚議員退席]

○議長（葛迫 猛）お諮りします。

ただいま指名されました堀添國尚議員を推薦することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛）異議なしと認めます。

よって、堀添國尚氏を垂水市農業委員会委員に推薦することに決定しました。

堀添國尚議員の着席を求めます。

[堀添國尚議員着席]

○議長（葛迫 猛）以上で、本日の日程は全部終了しました。

△閉 会

○議長（葛迫 猛）これにて、平成21年第1回垂水市議会臨時会を閉会します。

午後1時2分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長
(前議長)

垂水市議会副議長
(前副議長)

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員